

時習館同窓会規約

- 第1条（名称）** 本会は、時習館同窓会と称する。
- 第2条（目的）** 本会は、会員相互の親睦を計るとともに、時習館への支援をすることを目的とする。
- 第3条（事務局）** 本会の事務局を、愛知県立時習館高等学校内におく。
- 2 同窓会関連業務は、同窓会役員および時習館教員で分掌する。
- 第4条（会員）** 本会の会員は、次の3種とする。
- (1) 正会員 愛知県第四中学校卒業生
愛知県立第四中学校卒業生
愛知県豊橋中学校卒業生（特別科終了生・併設中学校在籍者を含む）
愛知県立豊橋時習館高等学校卒業生
(愛知県立豊橋高等学校在籍者及び併設中学校卒業生を含む)
愛知県立時習館高等学校卒業生
前記各学校のいずれかに在学したことのある者で入会を希望した者
- (2) 賛助会員 前記各学校のいずれかに在職した者
現に愛知県立時習館高等学校に勤務する教職員
- (3) 名誉会員 正会員、賛助会員に該当しない者のうち前記各学校に対し特に功績が顕著であり総会の推薦をうけた者
- 第5条（役員）** 本会に次の役員をおく。
- 会長 1名 副会長 7名 常任理事 若干名 理事 若干名
監事 2名 幹事 若干名（うち1名幹事長、3名以内を幹事長補佐）
- 第6条（役員の任期）** 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 役員の任期満了の場合において、その後任者が就任するまでは、ひきつづきその職務を行うものとする。
- 3 役員改選期の中途に選出された場合の任期は、次の改選期までとする。
- 第7条（役員の選出）** 会長、副会長、常任理事は理事会の互選による。
- 2 理事は、会員中より卒業年次ごとに互選する。
- 3 監事は、会員中より総会において選出する。
- 4 幹事は、会長が会員中より委嘱する。
- 第8条（役員の職務）** 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 監事は、本会の会計監査にあたる。
- 4 幹事は、本会における一切の会務を処理する。
- 第9条（顧問）** 本会に顧問をおき、母校現校長および会長経験者をこれに推薦する。なお、本会の運営につき、特に功績が顕著と認められた者を、会長の判断により推薦することができる。
- 第10条（総会）** 総会は毎年1回開催する。但し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- 2 総会は会長が招集する。
- 3 総会に提出しその承認を受けなければならない事項は、本規約に定める必要事項のほか次の通りとする。
- 予算・決算の承認 会務報告 その他の重要事項
- 第11条（常任理事会）** 常任理事会は、会長の招集により隨時開催する。
- 2 常任理事会は、本会の運営について協議し、理事会までの決議代行機関とする。

- 第12条（理事会） 理事会は、会長の招集により開催し、会務の運営および企画の審議にあたる。
2 理事会は総会に代って必要事項を議決することができる。但し、その内容を総会に報告しなければならない。
- 第13条（議決） 会議の議決は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 第14条（会費） 会員は入会の際、終身会費として、8,000円を納入する。
- 第15条（経費） 本会の経費は、会費・寄付金、およびその他の収入金をもってこれにあてる。
- 第16条（会計年度） 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。
- 第17条（支部） 会員が多数在住する地方には、理事会の承認を得て支部を設けることができる。支部の代表者は常任理事になるものとする。
- 第18条（規約の改正） 本会の規約は、理事会の発議にもとづき、総会の議決によって改正することができる。
- 第19条（基金） 本会の下に、一般財団法人時習館同窓会基金を置き、時習館の支援をする。

附則

- 1 この規約は令和7年5月11日から施行する。
- 2 この規約の第15条に関する資産運用規定は、別にこれを定める。
- 3 この規約によらない本会の運営に関する事項は、なお従前の例による。

沿革

- 昭和22年1月 制定 (豊橋中学同窓会結成)
- 昭和24年5月 改正 (名称を時習会、終身会費100円)
- 昭和26年5月 改正 (副会長2名、終身会費200円)
- 昭和35年6月 改正 (条文整理、名称を時習館同窓会、副会長3名、終身会費500円)
- 昭和44年5月 改正 (総会を5月第2日曜日に議決)
- 昭和46年5月 改正 (終身会費1,000円)
- 昭和49年5月 改正 (全面改正、条文整理)
- 昭和51年5月 改正 (第14条（会費）終身会費2,000円)
- 昭和53年5月 改正 (第4条（1）正会員の（ ）内の語句を補足)
- 昭和59年5月 改正 (第5条（役員）幹事10名以内、第6条（役員の任期）役員の任期は2年、第6条に3を追加、第14条（会費）終身会費5,000円)
- 昭和63年5月 改正 (第5条（役員）副会長5名、幹事若干名)
- 平成3年5月 改正 (第10条（第2日曜日）を削除)
- 平成6年5月 改正 (第14条（会費）終身会費8,000円)
- 平成11年5月 改正 (第10条（第2日曜日）を追加)
- 平成14年5月 改正 (第5条（役員）副会長7名)
- 平成15年5月 改正 (第4条（会員・正会員）の規定に旧豊橋高等学校関係の文言の補足及び併設中学校関係の表現の整理)
- 平成28年5月 改正 (第5条（役員）幹事長補佐3名を追加、第9条（顧問）推薦の規定を追加)
- 令和7年5月 改正 (第2条（目的）に「時習館への支援」を追加、第3条（事務局）に第2項を追加
第10条（総会）5月の第2日曜日を削除、第19条（基金）を追加)